

「妊婦のための支援事業」 「妊婦等包括相談支援事業」

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、「妊婦のための支援事業」「妊婦等包括相談支援事業」が創設され、令和7年4月1日より施行されました。

令和6年3月末まで実施していた「出産・子育て応援事業」に引き続き、伴走型相談支援と経済的支援の両面から子育て家庭をサポートしていきます。

伴走型相談支援

妊娠期から出産、子育てまで、保健師や助産師が相談に応じます。

3回の面談を実施

- 面談① 妊 娠 届 時 …全ての妊婦
- 面談② 妊娠8か月頃 …希望する妊婦のみ
- 面談③ 出 生 届 後 …全ての産婦（養育者）



経済的支援

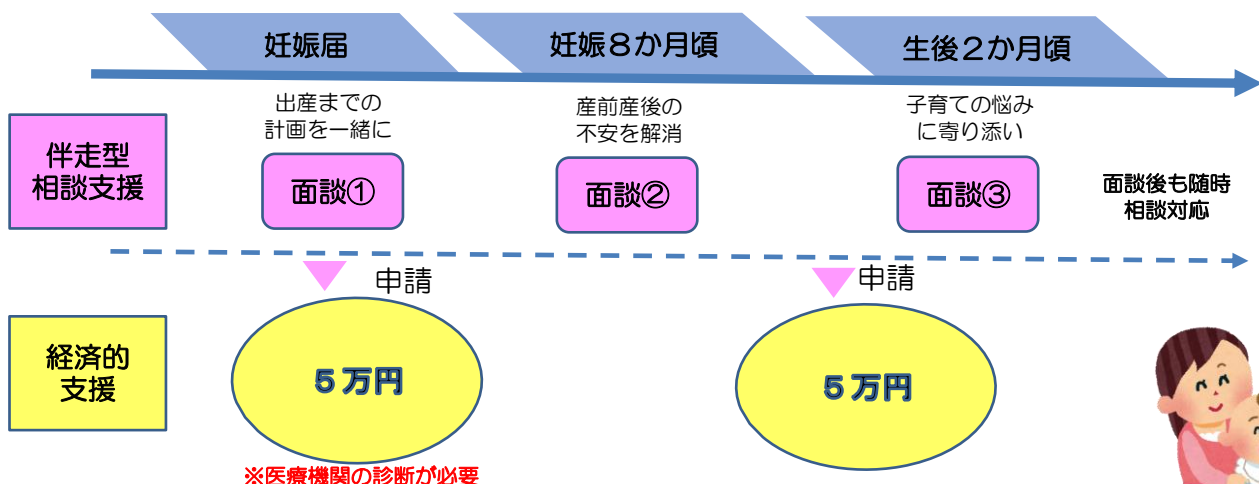
2回にわたり妊婦支援給付金を支給

- 1回目：妊婦であることを認定後(妊娠届出後)
妊婦1人あたり5万円
雲仙市妊婦給付認定申請書を記入、提出
- 2回目：出産予定日の8週間前の日以降
妊娠していることの数×5万円
雲仙市胎児の数の届出書を記入、提出

給付金の対象者

- 本市に住所を有し、雲仙市妊婦給付認定申請書を提出し、妊婦の申請を受けた人

● 支援の流れ



【問い合わせ】 子ども支援課 子ども健康班
0957-47-7874(直通) 0957-36-2500(代表)

